

—新型コロナウイルス感染症に伴う市独自支援策—

## 未就学児のいる子育て家庭を支援する 臨時特別給付金を支給します

四街道市では、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響を受け、生活様式の変更を余儀なくされている未就学児（0～6歳）のいる子育て家庭を対象に、生活を支援する給付金を支給します。



■給付金額：対象児童1人当たり5千円

■対象：

- ①令和2年9月30日現在で本市に住民登録があり、未就学児（0歳から6歳まで）のいる子育て家庭で、本市における10月分の児童手当受給対象者（申請不要）
- ②令和2年9月30日現在で住民登録があり、未就学児（0歳から6歳まで）のいる公務員の子育て家庭で、職場からの10月分の児童手当受給対象者であること（要申請）

※特例給付の方も対象です

※平成26年4月2日～令和2年9月30日に生まれた子のいる家庭が対象

■申請方法：

①の公務員以外の方は、申請不要です

(通知書等の準備が整い次第、対象者には、市から案内を12月初旬に発送)

②の公務員の方については、申請が必要です

・申請書(所属庁での児童手当の受給証明を受けたもの)、振込口座の写しを令和2年11月2日(月)～令和3年2月5日(金)に子育て支援課に提出してください。

※市ホームページから申請書をダウンロードできます

■給付期間：①・②ともに12月以降に支給します

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です

お問い合わせ先

健康こども部子育て支援課

担当：榎本

☎ 043-421-6124